

新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会規約 施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則において、用語の定義は規約を準用する。

(入会申込)

第3条 規約第7条に規定する入会申込書は、別表の第1号様式（個人会員用、団体会員用及び賛助会員用）とする。

(会 費)

第4条 規約第9条に規定する年会費は、それぞれ次のとおりとする。

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| (1) 個人会員 | 一人あたり | 1.000 円 |
| (2) 団体会員 | 一団体につき | 一口 5.000 円 |
| (3) 賛助会員 | 個人（一人あたり） | 1.000 円 |
| | 一団体につき | 一口 5.000 円 |

2 会費は、毎年6月末までに年額を支払うものとする。ただし、途中で入会する場合は、会計年度が6か月以上経過している場合は、半額とする。

(総会の議決権)

第5条 規約第22条に規定する議決権を有する会員は、賛助会員を除くすべての会員とする。

附則

この施行細則は、平成28年4月25日（協議会設立の日）から施行する。

入会申込書

新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会会長 様

新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会規約第7条に基づき、
同協議会への入会を申し込みます。

平成 年 月 日

(個人会員用)

申込者住所 _____

申込者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(団体会員用)

申込団体所在地 _____

申込団体名 _____

代表者の氏名 _____

団体の連絡先 _____

メールアドレス _____

(*団体会員の方は、団体の活動内容が分かる書類を添付して下さい。)

.....
(事務局使用欄/受付日:・年会費納入確認日:1.000/5.000×.....)